

序章 はじめに

序-1 策定の目的及び計画の基本事項

1. 「都市計画マスタープラン」策定の目的

「都市計画マスタープラン」は、都市計画法第 18 条の 2 の規定による、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、市民の意見を反映しながら、市の都市計画（まちづくり）に関する基本的な方針を示すことを目的とします。

具体的には、合併後のまちづくりの現状や匠瑳市総合計画などを踏まえ、おおむね 10～20 年後の「目指すべき都市の将来像」を明確に定めるとともに、土地利用や都市施設など（道路、公園、公共施設等）の整備方針を示すことで、今後のまちづくりの道筋となるものです。

その実現に向けて、住民との合意形成が促進される内容とするため、都市計画区域にとらわれず匠瑳市全体として都市計画において担うべき役割を明確にするものとします。

2. 「都市計画マスタープラン」の位置づけ

都市計画マスタープランは、「匠瑳市総合計画」及び「都市計画区域の整備方針・開発及び保全の方針」に即し、都市の将来像や土地利用などの基本方向を明らかにするとともに、地域ごとのまちづくりの方針を定めることにより、市における都市づくりの総合的な指針となります。

役割

実現すべき具体的な都市の将来像や都市づくりの方針を明らかにする
都市計画道路、用途地域、都市計画区域等の見直しなど具体的な都市計画の決定・変更の指針となる
土地利用、都市施設、市街地開発事業、都市環境等の都市計画相互の調整を図る
市民や企業の理解、具体的な都市計画の合意形成を図る

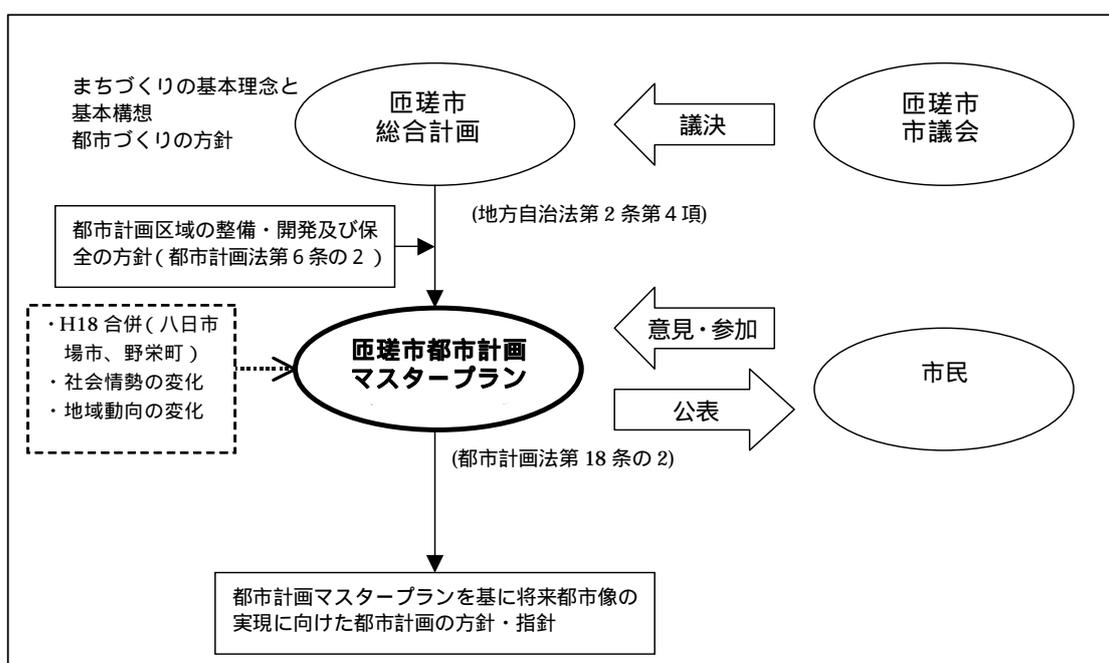
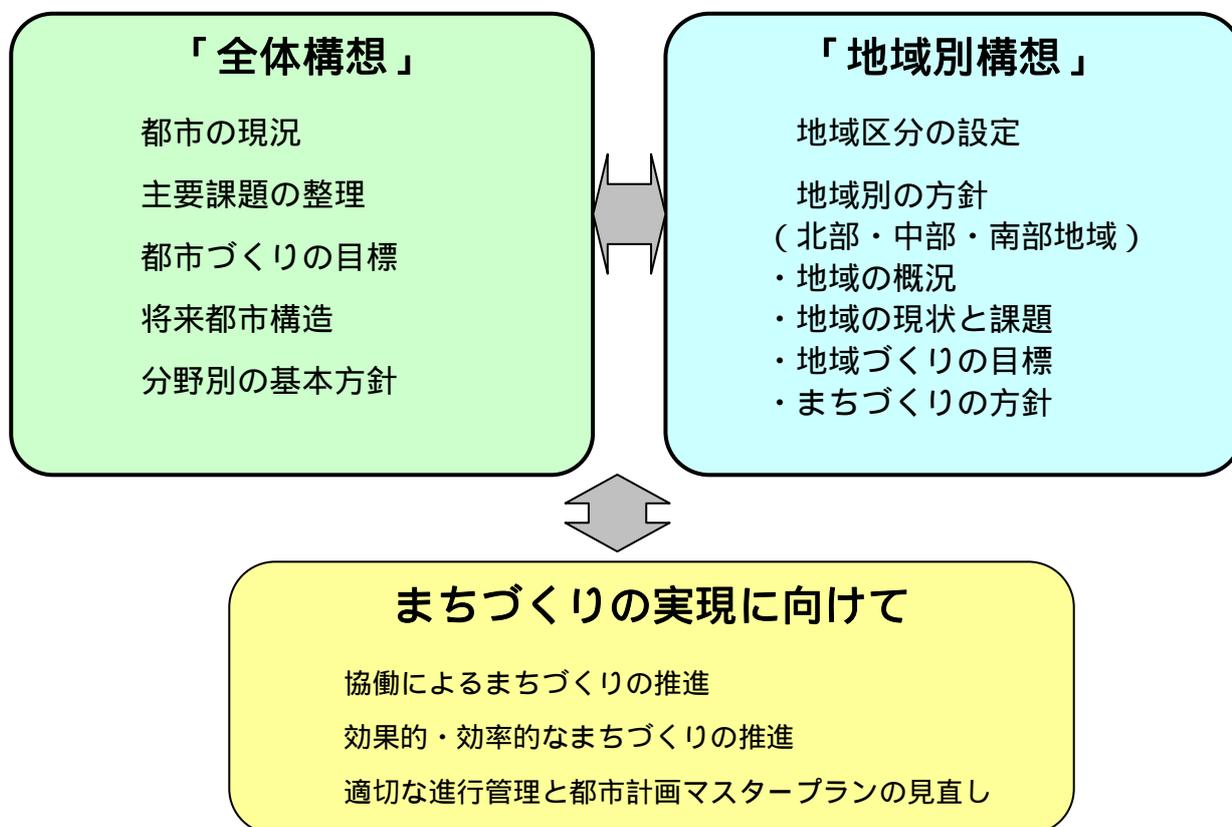


図 都市計画マスタープランの位置づけ

3 . 計画の構成

市全域のまちづくりの指針となる「全体構想(まちづくりの構想)」と、市内各地域の特性を生かした詳細なまちづくりの指針となる「地域別構想(地域別のまちづくり構想)」及び「まちづくり実現化方策」により構成します。

【都市計画マスタープランの構成】



4 . 計画の目標年次・人口

都市計画マスタープランの目標年次は、上位計画である匠瑤市総合計画との整合を図り、平成 31 年度(2019 年度) 人口は概ね 38,000 人と想定します。

ただし、まちづくりには、長期的な視点で継続的に進める必要があることから、本計画では、目標年次を超える中長期的な方針も含んだ内容とします。

5. 都市計画マスタープランの計画対象地域

都市計画を定める範囲は、本来都市計画区域となりますが、市域の一体的なまちづくりを進めるため、市域全体を計画の対象とします。

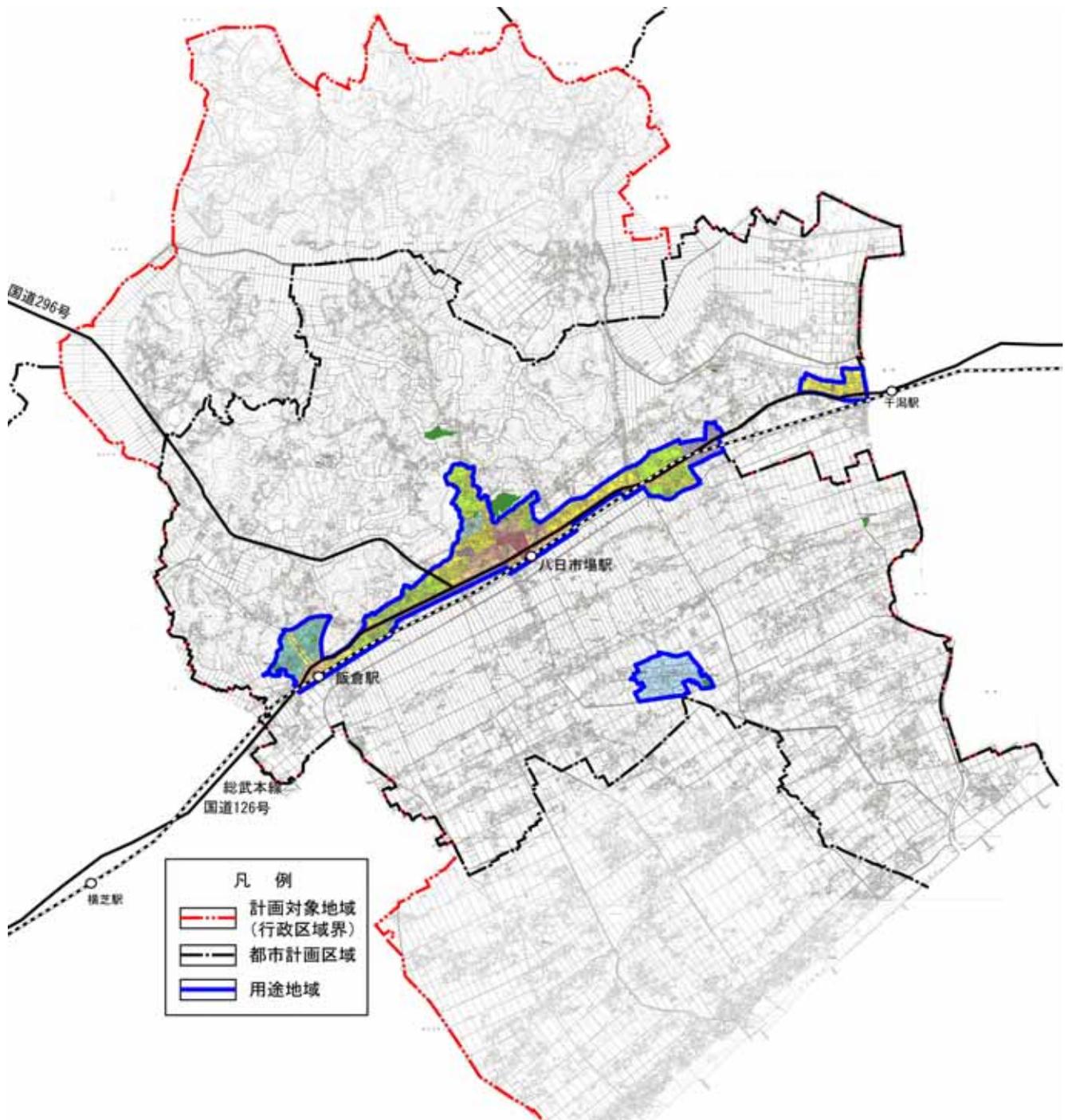


図 計画対象地域